

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年2月25日
管理表No.	0209-75 改訂00

項目	コメント内容
津波 (第8条)  (廃棄施設)	(設2-補-009) 原子力施設におけるドラム缶の多段積み保管にあたっては、過去の原子力発電所における震災経験も踏まえ、転倒防止の強化策が実施されている。当該設備において説明がないが、対策、考え方について説明のこと。 又、漂流防止設備は地震時の転倒防止効果も期待できるのか。

(回 答)

廃棄物貯蔵室では、200Lドラム缶約100本相当を3段積みとし、各段のドラム缶4本をバンドで固定し、横ずれ防止のストッパーを設けたパレットに乗せることで転倒防止対策を実施する。

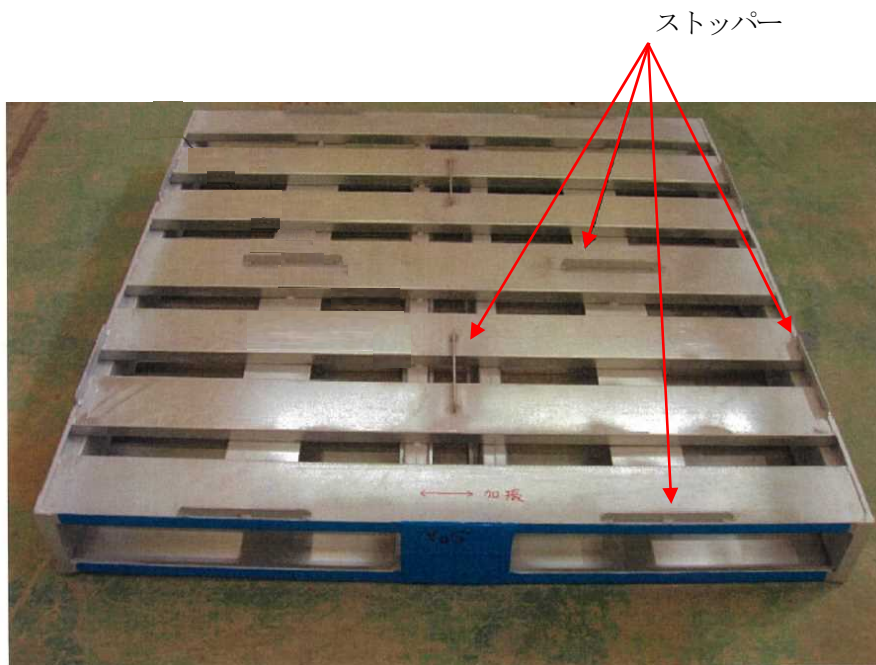
(「添付13-1 廃棄物貯蔵室に関する説明書」 p3 3. 施設の詳細設計方針 (2) a. 参照)

原子力発電所では、最上段のみドラム缶4本の外周をバンドで固縛している。

当社では、各段のドラム缶4本の外周をバンドで固縛する。

また、バンドで固縛したドラム缶はストッパー付きのパレットに積載する。積載するドラム缶が4本に満たない場合は、空のドラム缶を組み合わせ4本1組とする。(ストッパー付きパレットの画像は以下参照)

なお、漂流防止設備は、通常状態においてドラム缶及びパレットを固縛するものではないため、転倒防止には寄与しない。



画像出展元：電力中央研究所（研究報告：N10019）